

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型		子どもの支給認定の区分 (子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項各号)	
幼保連携型	学校法人立(学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む。)以外	1号	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立(学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む。)	並列型	3号
		接続型	3号
	上記以外	単独型	1号及び2号
		並列型・接続型	1～3号
保育所型		1号	

単独型・・・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第2項第1号に規定する幼稚園

並列型・・・認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設

接続型・・・認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設